(2)　パレスチナ自治政府行政機関は、要請に応じ、日本国政府に対し、計画に関する必要な情報を提供する。

(3)　パレスチナ自治政府行政機関は、4(1)に規定する生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正な、かつ、自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

(4)　4(1)に規定する生産物は、パレスチナ自治区から輸出され、又は再輸出されてはならない。

8　日本国政府及びパレスチナ自治政府行政機関は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

9　この了解の実施は、パレスチナ自治政府行政機関が暫定合意に従って行使する権限及び遂行する責任の範囲内で、暫定合意に従って行われるものとする。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をPLOに代わって確認される閣下の返簡が日本国政府とPLOとの間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

○厚生労働省告示第十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のアミトラズの項中「その他陸棲哺乳類」を「その他の陸棲哺乳類」に改める。

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のイマゾスルフロンの項の次に次のように加える。

イミシアホス	
ばれいしょ	0.1ppm
かんしょ	0.01ppm
だいこん類の根	0.03ppm
だいこん類の葉	0.03ppm
にんじん	0.03ppm
トマト	0.3ppm
なす	0.3ppm
きゅうり	0.1ppm
すいか	0.02ppm
メロン類果実	0.05ppm
いちご	0.2ppm

二千九年十二月二十一日にラマッラで

対パレスチナ暫定自治政府

日本国政府代表

事務所長　橋本尚文

パレスチナ解放機構

パレスチナ暫定自治政府のために

サラーム・ファイヤード閣下

（パレスチナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、前記の了解をPLOに代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡がPLOと日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千九年十二月二十一日にラマッラで

パレスチナ解放機構

パレスチナ暫定自治政府

のために

サラーム・ファイヤード

対パレスチナ暫定自治政府

日本国政府代表

事務所長　橋本尚文殿

○厚生労働省告示第十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のエプリノメクチンの項中「その他陸棲哺乳類」を「その他の陸棲哺乳類」に改める。

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のピラクロホスの項の次に次のように加える。

ピラスルホトール	
小麦	0.02ppm
大麦	0.02ppm
ライ麦	0.02ppm
その他の穀類	0.08ppm
牛の筋肉	0.02ppm
豚の筋肉	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02ppm
牛の脂肪	0.02ppm
豚の脂肪	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02ppm
牛の肝臓	0.35ppm
豚の肝臓	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.35ppm
牛の腎臓	0.06ppm
豚の腎臓	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.06ppm
牛の食用部分	0.06ppm
豚の食用部分	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.06ppm
乳	0.01ppm
鶏の筋肉	0.02ppm
その他の家きんの筋肉	0.02ppm
鶏の脂肪	0.02ppm
その他の家きんの脂肪	0.02ppm
鶏の肝臓	0.02ppm
その他の家きんの肝臓	0.02ppm
鶏の腎臓	0.02ppm
その他の家きんの腎臓	0.02ppm
鶏の食用部分	0.02ppm
その他の家きんの食用部分	0.02ppm
鶏の卵	0.02ppm
その他の家きんの卵	0.02ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項7の目の(1)の表のエチプロストントロメタミンの項を削る。